

E i w a N e w s

相続税・贈与税の平成 25 年度税制改正

平成 25 年 8 月
(No. 097)

平成 25 年度税制改正の概要は、本誌 No.91 においてご紹介しましたが、今回は税制改正項目の中から、最近新聞等で採り上げられることが多い相続税および贈与税についてご紹介いたします。

【1】 相続税

(1) 基礎控除の引き下げ

相続税は、相続財産から債務や葬式費用を差し引いた金額（課税価格）が基礎控除額（いわゆる非課税枠）を超える場合に申告が必要となります。平成 25 年度税制改正で基礎控除額が 4 割縮減されることとなり、相続税の申告が必要となるケースが多くなると想定されます。

改正前（平成 26 年 12 月 31 日まで）	⇒	改正後（平成 27 年 1 月 1 日から）
定額控除 5,000 万円		定額控除 3,000 万円
+1,000 万円×法定相続人数		+600 万円×法定相続人数
↓		↓
<p><例> 相続税の課税価格 8,000 万円、法定相続人 3 人（妻・子 2 人）の場合</p>		
8,000 万円 ≤ 基礎控除額 8,000 万円	⇒	8,000 万円 > 基礎控除額 4,800 万円
→ 相続税の申告なし		→ <u>相続税の申告あり</u>

(2) 税率構造の見直し

累進税率が 6 段階から 8 段階になり、最高税率が 50% から 55% に引き上げられました。

<相続税の速算表>

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前（平成 26 年 12 月 31 日まで）		改正後（平成 27 年 1 月 1 日から）	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円
3,000 万円以下	15%	50 万円	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円	40%	1,700 万円
3 億円以下			<u>45%</u>	<u>2,700 万円</u>
6 億円以下	(3 億円超)	4,700 万円	<u>50%</u>	<u>4,200 万円</u>
6 億円超			<u>55%</u>	<u>7,200 万円</u>

※相続税の税額は、課税価格を各法定相続分相当額に按分し、上記速算表にあてはめて算定します。

(3) 未成年者控除・障害者控除の引き上げ

	改正前（平成 26 年 12 月 31 日まで）	⇒	改正後（平成 27 年 1 月 1 日から）
未成年者控除・・・	6 万円×20 歳に達するまでの年数		<u>10 万円</u> ×20 歳に達するまでの年数
障害者控除・・・	6 万円（特別障害者 12 万円） ×85 歳に達するまでの年数	⇒	<u>10 万円</u> （特別障害者 <u>20 万円</u> ） ×85 歳に達するまでの年数

(4) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

この特例は、被相続人の事業用または居住用であった宅地のうち、限度面積までの部分（小規模宅地等）について相続税の課税価格の一定割合を減額するものです。

今回の改正で、①限度面積の拡大（特定居住用宅地等の上限面積が 240 ㎡から 330 ㎡など）、②特定居住用宅地等の適用要件の緩和が図られました。

【2】贈与税

(1) 税率構造の見直し

累進税率の段階が増え、最高税率が 50%から 55%に引き上げられたほか、20 歳以上の直系卑属の税率が新たに設けられました。

（直系卑属とは、自分よりも下の世代にあたる直系の親族（子や孫など）をいいます。）

<贈与税の速算表>

基礎控除後の 課税価格	改正前 (平成 26 年 12 月 31 日まで)		改正後 (平成 27 年 1 月 1 日から)			
	税率	控除額	一般		20 歳以上の直系卑属	
			税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円	10%	0 万円
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円	20%	25 万円		
600 万円以下	30%	65 万円	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	50%	225 万円	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下			50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下			(3,000 万円超)	50%	415 万円	
4,500 万円超			55%	400 万円	55%	640 万円

※贈与税（相続時精算課税を除く）の税額は、課税価格から基礎控除額（110 万円）を引いた金額を上記速算表にあてはめて算定します。

(2) 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

受贈者の範囲に 20 歳以上である孫が追加され、贈与者の年齢が 60 歳以上に引き下げられました。

	改正前 (平成 26 年 12 月 31 日まで)		改正後 (平成 27 年 1 月 1 日から)
受贈者…	20 歳以上の推定相続人	⇒	20 歳以上の推定相続人 および 20 歳以上である孫
贈与者…	65 歳以上の者	⇒	60 歳以上の者

上記の平成 25 年度税制改正に伴い、相続税の申告対象となる方が増加すると見込まれます。

ご相続につきまして、ご不明な点やご心配なこと等がございましたら、お気軽に弊社事務所までご相談ください。